

令和6年度(2024年度)第3回北海道こども施策審議会議事録

日 時：令和7年(2025年)1月27日(月) 15:30～17:35
場 所：第二水産ビル 4階 4S会議室
出席者：別添「出席者名簿」のとおり
議 題：別添「次第」のとおり

≪開 会≫

【久保課長補佐】

ただいまから、令和6年度第3回北海道こども施策審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課の久保と申します。よろしくお願いいたします。

今回も多くの方にご出席いただきたいことから、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式での開催とさせていただきます。開会にあたっての留意事項ですが、発言される場合には、毎回名前をおっしゃってから発言をお願いします。

また、オンラインで出席されている皆様におかれましては、発言される時以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

また、開会に先立ちまして、5月の審議会開催から委員の交代がありましたので、ご報告させていただきます。日本労働組合総連合会北海道連合会の菊地委員です。

【菊地委員】

連合女性委員会の菊地です。どうぞよろしくお願いいたします。

【久保課長補佐】

よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、保健福祉部子ども応援社会推進監の野澤よりご挨拶申し上げます。

【野澤子ども応援社会推進監】

皆様こんにちは。北海道保健福祉部子ども応援社会推進監の野澤でございます。委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。

また、日頃よりこども施策をはじめ、道の保健福祉行政の推進に当たりまして特段のご支援とご協力を賜っておりますことを深く感謝申し上げる次第でございます。

本日、皆様にご審議いただきます（仮称）北海道こども基本条例と（仮称）北海道こども計画につきましては、昨年5月に開催した、第1回こども施策審議会を皮切りに、これまでこども施策部会をはじめ、関係部会において審議を重ねていただいたところでございます。

こうした中、各部会の委員の皆様から頂戴いただきましたご意見を踏まえまして、取りまとめた素案について、昨年11月から12月にかけてパブリックコメントを実施したところでございます。今般、この結果を踏まえまして、計画・条例の原案を取りまとめたところです。

本日は条例・計画のほか、8月のこども施策部会で審議いただきました、こどもの権利の周知・擁護につきまして、昨秋以降、国でも新たな取組が行われておりますため、そうした情報を共有させていただきますとともに、今後の道の対応案を整理させていただきましたので、ご意見をいただければと思っております。併せまして、こども部会の開催結果などについてご報告させていただきます。

委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきますようお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《審議会成立宣言》

【久保課長補佐】

本日は3名の委員から所用によりご欠席する旨のご連絡をいただいております。

現時点で委員総数15名のうち、12名の出席をいただいておりますことから、北海道こども施策審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

事務局、オブザーバーの参加につきましては、お手元の事務局等名簿をご確認いただければと思います。

ここで配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日の配付資料ですが、会議次第、出席者名簿、事務局等名簿、審議事項の資料といたしまして、資料1－1から資料6となっております。大冊ですが、お手元にありますでしょうか。

審議会が進んでいく中で、資料に不足等ございましたら、事務局にお声がけいただければと思います。

続きまして、本日の会議ですが、概ね17時半の終了を予定しております。

それでは、以降の議事進行につきましては、川田会長にお願いいたします。

≪ 審議事項 ≫

【川田会長】

皆さんこんにちは。後ろの先生方には背中を向けて大変失礼しますが、よろしくお願いします。

それでは早速ですが、審議事項 1 「(仮称) 北海道こども基本条例原案 (たたき台) について」事務局から説明をお願いいたします。

【久保課長補佐】

それでは、私から条例の関係を説明させていただきます。資料 1-1 から 1-4 になります。主に資料 1-1、1-4 に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、(仮称) 北海道こども基本条例についてでございますが、5 月に開催いたしました第 1 回目の本審議会において制定について説明させていただいた後、こども施策部会をはじめ、各部会におきましてもご審議いただいて、今般パブリックコメントを実施しております。パブリックコメントの概要につきましては、資料の 1-1 にございます。昨年 11 月 26 日から 12 月 25 日までを期間として、パブリックコメントを実施したところでございます。意見募集期間中にいただきましたご意見につきましては、こども 34 人を含めて個人が 110 人、団体が 117 団体、延べ 370 件のご意見をいただいているところでございます。

本資料につきましては、いただいたご意見に対する道の考え方等について記載しておりますが、一部、関係部署との調整等が必要な項目もありますことから、未定稿とさせていただいております。今後、関係部局との調整後、2 月に開催予定の道議会において、報告の上、ホームページ等で公表する予定となっております。

続きまして、いただいたご意見に対する意見等の反映状況についてでございます。資料、中ほどにございますが、いただいたご意見につきましては、区分 A の意見を受けて案を修正したものから、区分 E、案の内容についての質問等に区分して道の考え方を整理しているところでございます。具体的には、A の意見を受けて案を修正したものにつきましては、同じ資料の 3 ページをご覧ください。一番下の欄に掲載しております。いただいたご意見につきましては、「「監護」という文言は、こども育むという視点から「養育」と変更するのが望ましいと考えます。」また、「「生活の場を与えて」は、いかにもこどもを見下すような印象を受けますので、変更が望ましいと考えています。」というご意見でございます。右の欄、意見に対する道の考え方でございますが、「監護」につきましては、道の法制上のルールに基づき、他の条例や法令を参考として条例の方を策定することとしておりまして、「監護」につきましては、児童福祉法を根拠として記載しており、原案のとおりとさせていただきたいとしております。

「生活の場を与えて」の部分の記述につきましては、資料 1-4、2 ページをご覧ください

きたいと思います。表は3段になっておりまして、真ん中の欄、「旧素案」の部分になります。ここの下線を引いております、「イ 前号に掲げるもののほか、こどもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者」と記載しています。この部分につきましては、右側に備考で記載しておりますが、第5号に含めて記載することとしておりまして、一番左側の新、原案では、「イ」の部分を削除して整理しているところでございます。

また資料1-1に戻っていただきたいと思います。2ページ目をご覧ください。上から四つ目の欄になります。「条例の目的として、子どもの権利保障を明確に示すべきだと考えます。子どもの権利を保障する社会の実現を目指す上での道の責務を明確にすべきではないか。」とのご意見に対応する道の考え方につきましては、右欄になりますが、「本条例はこども基本法のもと、道が取り組むこども施策の方向性を規定しており、本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者とともによりこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。」としております。こちらにつきましては、区分のB、案と意見の趣旨が同様と考えられるものとして整理してございます。

次に、区分Cの案を修正していないが今後の施策の進め方等の参考とするものとしたしまして、ご覧いただいている資料の23ページをご覧ください。条例の基本的施策の中のこどもの権利の周知・擁護の関係についていただいたご意見をまとめたページとなっております。

一つ目の欄で「子どもの権利委員会から日本に対して、こどもの権利をモニタリングするための独立した機構を迅速に設置するための措置をとること」と勧告されていることから、早急に第三者機関を設置すべきである。」といったご意見をいただいているところでございます。こちらにつきましては、類似する意見がほかに32件いただいているところでございます。

また、下の欄になりますが、「子どもにカードを配布するなどし、小学校低学年から高校生まで幅広く相談できる機関を設置すべきである。」こちらのご意見につきましても、類似する意見は他に23件いただいているところでございます。

また、下の欄になりますが、「いじめの認知件数、不登校や、自死の増加、児童虐待相談対応件数の高水準推移を鑑みると、一刻も早く相談機関を設置すべきです。北海道も早期に救済機関を設置すべきです。公正な公的第三者機関として、行政から独立した子どもの声を聴き、子どもの権利救済にあたることが重要であると考えます。」といったご意見をいただいております。こちらにつきましては、類似するご意見がほかに58件ございました。

ほかにも権利救済の部分にご意見をいただいているところですが、道の意見に対する考え方につきましては、右の欄になりますが、「相談救済機関や第三者機関については、国は全国の自治体を対象とした調査を実施しているところでございまして道としましては、その結果や調査を踏まえた国の方針など、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な北海道における権利擁護の

あり方を審議会などの場で議論してまいります。」というお答えになっております。こちらの関係につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

次に、パブリックコメントを11月26日から開始しておりますが、併せてこども向けパブリックコメントを実施しております。資料1-1、別紙になってございます。条例の方、こどもたちからご意見、アンケート方式でこどものパブリックコメントを実施しておりますが、全部で34人、内訳で言いますと、中学生30人、高校生1人、その他のこども3人になってございます。いただいたご意見、アンケートの中でこどもの権利条約の部分、3番になりますが、こちらの方、「権利条約の内容について知っていますか」という設問に対しまして、「詳しく知っている」と「知っている」を合わせると、32.3%、全体の3分の1の人がこどもの権利条約について「知っている」とお答えいただいているところでございます。1枚めくっていただいて、「4 こども基本法について」になります。同じく、「こども基本法の内容について知っていますか」という設問に対しまして、「知っている」、「聞いたことがある」とお答えいただいた人がそれぞれ20.6%いらっしゃいまして、「聞いたことがない」と答えた人は58.8%となっているところでございます。

また、後ろの方に各お子様からのご意見もいただいておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。最後のページになりますが、その他の部分では、「今の基本条例はいいと思った」、「こどもが生きていける世の中になればいいなと思います。」というご意見もいただいているところでございます。

その他、条例素案から、今回原案の報告に際しまして大きく変わった点についてご説明させていただきます。資料1-4でございます。9ページをご覧ください。一番下の行になりますが、「附則」として今回素案から新たに追加している項目になります。全部で11ページまでございますが、主に本審議会で昨年の4月に審議会条例を施行して、設置してございますが、こちらの方、新たなこども基本条例の中に移設するという関係規定を整理しているところでございます。

また、11ページ、最後のページ下の行になりますが、「知事はこの条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」といたしまして、見直しの規定を盛り込むことにしてございます。

ただいま条例をご説明させていただきました。今後のスケジュールになりますが、2月の道議会に条例案を提案させていただいて、議会でご議論をいただいた後、4月に条例の施行を予定してございます。条例の説明については以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【川田会長】

ありがとうございました。それではただいまの説明内容につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。オンラインの先生方はいかがでしょうか。山田委員お願いします。

【山田暁子委員】

山田暁子でございます。細かな点なんですけれども、資料1－1のパブリックコメントについての資料の3ページ目、先ほどご紹介いただきました、一番下のAをつけていただいているか所についてです。こちら、意見に対する道の考え方として、「監護については児童福祉法を根拠として記載しています。ご意見を踏まえ条例案に反映してまいります。」とあるんですけれども、一文目が一段落目についての回答で、二文目が二段落目についての回答だと思うんですが、通して読むと「監護の用語について、条例案に反映してまいります。」というふうに読めてしまうかなと思いましたので、監護については法令を根拠としているのでこのまま変更はなしという結論を書いていただいて、「後段部分については、ご意見を踏まえて条例案に反映してまいります。」というふうに言葉を添えた方がわかりやすいのではないかと思います。以上です。

【川田会長】

いかがですか。

【久保課長補佐】

ご意見ありがとうございます。この書きぶりにつきましては、監護の部分と下の生活の場を与えての部分がわかりづらく書いてございますので、ここについては工夫させていただきたいと思います。

【山田暁子委員】

ありがとうございます。

【川田会長】

そのほかいかがでしょうか。

パブリックコメント 371 件というのは、少なくともないし、すごく多いわけでもないということでしたけど、そこそこの数が寄せられていて、それを踏まえてご修正いただいたたたき台ですけど、いかがでしょうか。

この間のこども施策部会で既に意見や質問されたので、他の部会の委員にはまだ示されていなかったのですか。既に示されていた。委員の皆さんも既にご指摘やご意見言われたということで、改めてということはそれほどないかもしれませんが、ここが最後の場になりますので。小さい事でもお気づきの点があればよろしくお願いします。

オンラインの委員の皆様もいかがですか。よろしいですか。後ろにいらっしゃる皆さん大丈夫ですか。もしご意見等がありましたらお願いします。

それではこれ以上はご意見等ないようですので、審議事項1につきましては終えまして、続きまして、審議事項（2）「（仮称）北海道こども計画原案（たたき台）について」事務局

から説明をお願いいたします。

【久保課長補佐】

引き続き、私の方から説明させていただきたいと思います。計画につきましては、資料2－1から2－4に基づきご説明させていただきます。（仮称）北海道こども計画素案についての意見募集結果になりますが、資料2－1をご覧ください。計画につきましても、条例と同様に、昨年11月26日から12月25日までを期間といたしまして、パブリックコメントを実施したところでございます。意見募集期間中にいただいたご意見につきましては、こどもを含む5人の方からご意見をいただいたほか、5団体延べ33件のご意見をいただいております。条例と同じく、区分のAからEまでで整理をさせていただいているところでございます。

まずAの区分、「意見を受けて案を修正したもの」についてでございます。意見の概要といたしましては、資料2－1、1ページ目の真ん中ほどになります。「第2 こどもを取り巻く現状」の部分ですが、こちらのご意見としましては、「現在核家族世帯で妻とともに子育てに奮闘しています。素案の書きぶりでは、私の家庭が子育て力が低下している家庭というレッテルを貼られているような感覚になってしまいます。核家族にも配慮した理解のある文言を使用することが必要なのではないのでしょうか。」といったご意見をいただいているところでございまして、道の考え方については右の欄に記載がございしますが、「ご意見の趣旨を踏まえて、「1（2）④核家族化の記載内容を修正しました。」となっております。具体的には、資料2－4になります。7ページ目中段あたりの真ん中の欄になりますが、旧素案では、「④ 核家族化」の中で、「家庭内の子育て力が低下している状況にあります。」という内容を左側、原案では「祖父母等から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。」と修文をさせていただいております。こちらの内容につきましては、国のこども大綱等を踏まえまして、修文させていただいているというところでございます。

続きまして、資料2－1に戻っていただいて、2ページ目になります。「いじめや不登校、非行と被害防止などの困難を有するこどもへの対応や成長を阻害する環境の整備も重要であるが、取組の本旨である学びや体験などを通して、こども・若者の成長と自立を支えることは課題が解消されれば、取組の必要性がなくなるものではなく、継続して取り組まなければならない課題です。その趣旨を明らかにすることが適当と考えます。」というご意見でございます。

資料2－4、11ページ目をご覧ください。こちら中段に「（2）課題」という部分がございます。真ん中の欄、旧素案の部分ですが、素案の中では、「地域社会をはじめ、私たち道民が一丸となって、取り組んでいくことが重要です。」としております。この部分、ご意見を踏まえまして、左側、原案たたき台の部分になりますが、「未来の担い手である青少年が、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境をつくるため、家庭、学校、地域社会等の相互の連

携の下に取り組んでいくことが重要です。」としているところでございます。

後ほど説明させていただきますが、こちらの修正案の「未来の担い手である青少年が」という部分が、ここの課題の最初の部分の「本道を担う青少年の育成」と同じような内容になってございますので、「修正・削除等について検討してください」という部会の方からご意見もございますので、その部分は後ほど、説明させていただきたいと思います。

資料2-1、3ページ目の「「子どもの権利に関する学習機会の確保」、「人権教育を展開していきます」、「学習機会の確保に取り組めます」と記載していますが、行政職員含め子どもの育成に関わる大人はもちろん、全ての大人が子どもの権利を理解して実践できるよう、道が先導して研修の機会を設けることを望みます。」とのご意見に対しまして、道の考え方につきましては、「本計画はこども基本法に基づく都道府県こども計画として策定を進めており、都道府県は、こども大綱を勘案してこども計画を策定することとされています。本計画についても、こども大綱を勘案しまして、「①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「②こどもや若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映」といたしまして、こどもの権利のこどもの普及啓発やこどもの権利に関する学習機会の確保、こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進に取り組むこととしております。」こちらの方の区分といたしましては、Bとしているところでございまして、計画の本文、資料2-3、81ページ目から道の具体的な取組を記載しておりますが、こちらの方で、上の方から「①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」といたしまして、具体的な取組を記載しております。

また、下の②のところにつきましても、同じく具体的な取組について整理しているところでございます。

このほかに、各部会からのご意見を踏まえまして、資料2-4、1ページ目、目次を掲載してございます。「第2 こどもを取り巻く現状」の中の「4 出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ」、「(3) 北海道のこどもの生活実態」といたしまして、部会のご意見を踏まえまして、「こどもの生活実態」を記載することとしております。資料2-4、18ページ目以降に内容について記載してございます。「(3) 北海道こどもの生活実態」としまして、令和3年から令和4年に実施いたしました、北海道こどもの生活実態調査にかかる部分の記載をさせていただいているところでございます。先ほどご覧いただいた計画本文では、38ページ目に記載しておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。そのほか、計画につきましては、誤字等の修正に加えて、「【調整中】」としておりました、各指標について掲載しております。

また、計画の基本目標の設定などについても整理しておりまして、計画の資料2-4、30ページ目をご覧いただきたいと思います。一番上の「(1) 計画の基本目標」の左側、新原案のたたき台の部分にございます。計画の目標につきましては、「こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現」の達成に向けて、計画期間内において、「こどもまんなか社会の実現に向かっていくと思う人の割合」について、70%とす

ることや、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合」につきましても、70%とすること、「こども基本について知っているこどもや大人の割合」を現状のこども 31.6%、大人 56.8%を「増加させる」ことを目標として追加しているところでございます。

また、同じく基本目標となっております、「こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の実現」のためとして、「安心してこどもを育てられる環境の向上を図る」具体的には、「各種調査による環境が整っていると思う人の割合」の増加や、現在全国 1.12、道で 1.06 となっている出生率を「全国平均まで引き上げる」ということについて数値を追加させていただいているところでございます。

このほか、資料 2-7 といたしまして、「【調整中】」としておりました、子ども子育て支援事業支援計画の各指標について、掲載することとしております。内容については、各市町村からの積み上げ等となっております。

このほか、資料 2-5 といたしまして配付させていただいておりますが、本計画における用語について、掲載することとしております。こちらにつきましては、資料 2-5 で用語を整理させていただいております。

また、資料 2-6 に各部会からこれまでいただいた、原案に対するご意見を整理させていただいておりますが、用語も各部会からご意見いただいて修正していきたいと考えているところでございます。

また、資料 2-6、下から 2 番目の計画本文で「スマホ」と「スマートフォン」の記載が混在しておりましたので、その部分を併せて修正したいと考えております。

また、先ほどご説明しました計画、「本道の未来を担う青少年育成」の部分、「未来の担い手である青少年の育成」の記載が重複しているということで修正をしていきたいと考えているところでございます。

また、パブリックコメントにつきましても、こども向けパブリックコメントを実施しております、2 名のこどもたちからご意見をいただいているところでございます。資料 2-1 の別紙ですが、中学生 2 人からご意見をいただいております。内容については、先ほどの条例と同じく、基本アンケート形式としております。資料 2-1、別紙の 3 ページ目をご覧くださいと思います。こどもたちからの全体を通しての意見、9 番目になってでございますが、こちらで「計画の名前は北海道こども計画がわかりやすくいいと思います。」というご意見をいただいております。道の意見の反映といたしましても、「いただいた意見も踏まえ、分かりやすい計画となるようにします。」とお答えしているところです。事務局といたしましては、現在、「(仮称) 北海道こども計画」としてありますが、「(仮称)」の部分を取って「北海道こども計画」として策定していきたいと考えているところでございます。

本計画につきましては、この後、2 月の道議会にご報告申し上げまして、議会でのご議論等を踏まえて 3 月には計画の策定を予定しているところでございます。こども計画にかかる説明については以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【川田会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご質問等はいかがでしょうか。オンラインの方はマイクを外してお願いします。

先ほど計画の「(仮称)」は取るという話がありけれども、条例の方も同じですかね。

【久保課長補佐】

久保でございます。条例の方も「(仮称)」が付いておりますが、「(仮称)」を外した「北海道こども基本条例」として制定したいと考えているところでございます。

【川田会長】

ありがとうございます。それでは北海道こども計画の方ですけれども、委員の皆様からのご質問、ご意見いかがでしょうか。こちらも部会で既にご意見をいただいておりますが。赤石委員。

【明石委員】

株式会社 MamaLady の明石です。よろしくお願いします。

資料 2－4 の計画の基本目標のところについてだったんですけれども、この数値とても大事だと思っていて、特に「安心してこどもを育てられる環境の向上」、「環境が整っていると思う人の割合」57.2%から「増加する」というところは、私のような子育てをしている母親にとってはすごく気になる項目と思ったんですけれど、これに対する具体的なアクションがどのページに記載されているのかというのが、分かりやすくなっていると良いのではないかなと思いました。目標がいくつか羅列されていて、「こどもまんなか社会の実現に向かっていていると思う人の割合」ですとか、先ほど申し上げた、「安心してこどもを育てられる環境の向上」ですとか、いろいろあると思うんですが、これが(仮称)北海道こども計画原案(たたき台)、78 ページのところに、入っているものだと思うのですが、この目標に対するアクションとかそういったもののページっていうものがどこに紐づくのかというのが分かりやすいとこのページに興味を持った人が、そこのページに飛んで、「道としてはこういったことを考えて、こういうことが用意されているんだな」ということが分かりやすくなるのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【川田会長】

今の点、いかがでしょうか。

【久保課長補佐】

ご意見ありがとうございます。子育て支援に関する取組ですが、計画は多岐に渡って取組を掲載しております。例えば、85 ページの「(3) こどもや若者、子育て当事者のライフス

テージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」のところで「地域全体で子育て世帯を応援する気運の醸成」など、こういった取組を進めながら、子育てする環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

【川田会長】

明石委員、いかがでしょうか。

【明石委員】

ありがとうございます。

【川田会長】

工藤課長お願いします。

【工藤子ども政策企画課長】

子ども政策企画課長の工藤でございます。補足させていただきます。委員からご意見いただきました基本目標でございますけれども、例えば、「自分自身の意見が聴いてもらえていると思うこどもの割合」、こういうところにつきましては、先ほども担当から説明をさせていただきました。この計画の中に様々入れさせていただいてございます。

例えば、今の意見を聴いてもらえるでいいますと、81 ページ、(2)の部分になりますけれども、こうしたところに入れております。ただ、今委員からのご意見いただきました、例えば、この基本目標がどのような具体的な取組で道として推進していこうと思っているのかということがわかりやすく伝わるような形というのは、この計画ができたときに、お知らせしていく中で、工夫をしていかなければいけないかなというところでございます。

委員からご意見いただきましたので、我々もこの後、計画ができて、お示ししていく中で広報も含めてどのように周知していくのかということを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【明石委員】

ありがとうございます。内容としては素晴らしくなっていると思いますので、読みやすさとか、索引の工夫ですとか、そういったところもあって良いのかなと思い、意見をさせていただきました。ありがとうございます。

【川田会長】

ちなみに、今の部分の数字なんですけれども 70%となっているところが国の方の目標を引用しているということなんですけれども、今の「こども基本法について知っているこどもや大人の割合」や「安心してこどもを育てられる環境の向上」というところは数値目標として

は挙げないでということなんですね。ここは何か違いがあるんですか。道独自だからということですか。

【久保課長補佐】

ありがとうございます。計画の目標値につきましては、具体的に数値を示していない部分もございますが、現状の数値をいかに増加させていくかという部分がございます。その目標値、いつまでにどこまでと記載していない目標もございますが、「現状より増加させる」という内容の目標としているところもございます。

【川田会長】

わかりました。数値目標としては数値を明確にしているものと、現状からの増加、向上を目標としているものの二つにしているということですね。わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。山田暁子委員、お願いします。

【山田暁子委員】

山田暁子でございます。資料2－3、109ページについての意見です。

過去の審議会や部会でも同じ意見を述べさせていただいたんですが、本日最後ということで個別の施策について意見を述べさせていただきたいと思います。こどもの食についてです。こどもの貧困対策という視点と、それから子育て支援という視点から、こどもの食についての施策が非常に重要だと考えております。109ページのところにこどもの貧困対策の観点からいくつか施策が挙げられております。「学校給食の充実」というところが一つ挙げられておりまして、是非、学校給食については、昨今の物価上昇等もありますけれども、充実した内容を提供していただきたいと考えております。

また、高校については義務教育ではないんですけれども、夜間の学校については、ここに記載されている通り給食があると思うんですが、お昼ご飯については、通常お弁当持参ということになっているかと思います。ただ全道で、いくつかの高校では個別の取組として、給食を提供するという取組が行われているところもあります。そういった取組を紹介するなどして、是非、昼間についても必要なこどもには給食や、もしくは外部搬入のお弁当などが提供されるように充実を図っていただきたいと考えております。

すぐに施策に入れるというのは難しいかもしれないんですけれども、是非、育ち盛りの高校生のお昼ご飯についても、給食と同じような栄養のあるものが提供される、食べられるという施策を行っていただきたいと思いますので、是非、よろしく願いいたします。以上です。

【川田会長】

ありがとうございました。今の点についてはいかがですか。

【久保課長補佐】

ご意見ありがとうございます。学校給食については、いただいたご意見を踏まえて、担当部署にお話させていただいて、今後、計画を5年間進めていく上での参考とさせていただきます。

【川田会長】

ありがとうございました。

【山田暁子委員】

ありがとうございます。

【川田会長】

そのほかいかがでしょうか。平井委員お願いします。

【平井委員】

ひとり親と子どもふぉーらむの平井です。資料2-4の13ページから14ページにかけて、ひとり親の就業率について書かれていますが、日本のひとり親の特徴は大変就業率が高い。世界でトップの就業率だけれども収入が低くて、相対的貧困率約50%という状態ですので、就業率が高いということが、ひとり親の支援ができているということではないと思いますので、処遇改善だったり、併せて働き続けるための例えば、北海道の実施率は低いんですが、日常生活支援事業などを各自治体での実施を広めていくなど、そういうことが必要ではないかなというふうに思っております。

また、資料2-4の33ページの高校等の授業料支援、高等教育への支援ということで、「国の就学支援制度の状況を踏まえながら、大学生や高校生等に対する周知を図るとともに、就学機会の確保に努めます。」ということで、今、国の支援もだいぶ広がっております。私も費用とか教育費についてのお話をさせていただいて、やっぱり知らない方々がとても多いということで、進学を諦めようとしているお子さんもいらっしゃいます。

資料2-3の133ページでもその点が書かれているんですが、大学進学後の修学支援だけではなくて、今、こども家庭庁では受験料の支援事業を自治体を実施していただきたいというふうなことなんですが、北海道ではどこの自治体が出しているか把握してないんですが、私どもの全国協議会では、仙台もやっているとか、ここもやっているというような状況もありますので、是非、受験料、先日共通テストがございましたが、私の方でも、10月とかに共通テストの受験料が払えないというような相談もありまして、是非、その大学の後の修学支援の周知もですが、是非、道としても受験料の支援も実施していただいて、各自治体でも手を挙げていただきたいなというふうに思っておりますので、何か書き加えるとすれば、そういう受験に向けての支援をするというようなことも、是非、道として考えていただ

きたいなと思っています。ありがとうございます。

【川田会長】

今のご意見に対しまして、ご返答いただけるものがありましたらお願いいたします。

【久保課長補佐】

ご意見ありがとうございます。高校授業料、学校給食をはじめ、受験費用の支援といったご意見をいただいております。こちらにつきましても、計画5年間の中で、どういった取組ができるか担当部署との話になると思いますが、計画の目標達成に向けて関係部署と話をしてみたいです。

【川田会長】

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。山田智子委員お願いします。

【山田智子委員】

山田智子です。昨日、東京でNPO法人子育てひろば全国連絡協議会が主催するこども家庭庁の研修会に参加して来まして、こども家庭庁の方の説明をお聞きして、国の最新の動向などもお話を聞いてきました。本当に様々な新しい事業が打ち出されているんですけれども、これを都道府県とか、自治体の方々、計画を進める方々がちゃんと理解して、市町村などの事業計画に取り入れることができるのかということをしごく心配になりながら、私だけではなくて参加者の方たちも同じような感じでお話を聞きました。

さらに細分化が進んでしまって、縦割りが進んでしまって、横が見えづらくなったりなどするのではないかと、本当に自治体のやる気とセンスが必要なんではないかなというふうに思ったんですけども、柔軟に進めていくために、そのコーディネートを行う役割がすごく必要だなということを実感しました。

道庁の役割として、コーディネーターを担える人たちを育成するとか、その一つ一つの事業について詳しく説明していただいて、市町村の計画づくりの方に反映されるように研修だとか、学びの機会ですね、そういうものを行っていただきたいなというふうに思ったのと、道内の先進事例ってなると本当に限られてしまうので、全国に目を向けて、全国の先進事例をみんなで学べるような、そういう機会を作っていただきたいなというふうに思って帰ってきましたので、お伝えしておきます。以上です。

【川田会長】

今の点についていかがでしょうか。

【久保課長補佐】

ご意見ありがとうございます。国のそういった動向等も今後計画を進めていく上で、重要だと思いますので、情報収集しながら、計画の目標を達成できるように関係部署とも連携してまいります。

【川田会長】

ありがとうございます。オンラインの方はいかがでしょうか。

私の方から1点、これもこれからだと思うんですけど、一応、もし何か情報があればということなんですが、この計画の本体、資料2－3の89ページから今の子育て支援に加えて、保育の記載があるわけなんですけれども、89ページのところの下の方に「幼稚園教諭、保育士などの養成や確保を推進します。」というところで、養成確保に向けての具体的などういった手立てを道としてはお考えなのか、もし何かあれば伺いたいことと、絡むんですけど、次のページの一番上なのですが、処遇改善です。処遇改善がないと人材確保が難しいと思うのですが、北海道外の各自治体が、独自の処遇改善を取り入れて保育士さんなどの受け入れといいますか、採用を推進していると思うんですけど、これについても道として、是非、この計画の中で、この5年間で具体的に推進していただきたいと思う。どれもなんですけれども、もし何かご回答いただけるものがあれば教えていただきたいと思いますよろしくお願いします。

【中村子ども成育支援担当課長】

子ども成育支援担当課長の中村と申します。今、ありましたご質問の関係ですけれども、子育て支援施策を進めていくためには、お話のあったとおり、保育人材の確保は大変重要になってくると私も思っております。新しいサービスなど、たくさんこれからできてくる。来年はこども誰でも通園制度も制度として始まるので、保育士をはじめとする人材確保は非常に重要だと思っております。

道も今まで保育士確保のための修学資金、処遇改善加算などいろいろ取り組んできているところなんですけれども、今年度から保育所と保育士の勤務環境の改善などを支援する事業を始めてきているところでして、次年度以降もそういう施策を充実させながら、やっていきたいなというふうに思っております。

昨年、実施した保育士のアンケート調査では、給与の不満はだいぶ解消されてきているんですけども、やはり働き方、処遇の部分、給与以外の部分の要望が多いというのがありますので、その辺の問題をきちんと分析しながら、計画期間中にそういう施策を具体的に進めていきたいと思っております。

【川田会長】

そのほかいかがでしょうか。北川委員お願いします。

【北川委員】

いろいろと取りまとめありがとうございます。私は、障がい児支援部会と社会的養育支援部会を担当させていただいているんですけども、障がい児の方は割と網羅しているかなと思いました。社会的養護のところでは、支援を必要とする妊産婦のところ資料2-3、125ページですけども、最近は、いろんなこどもたちの大変さ、不登校とか、希死念慮とか、そういうことと重なって、SNSの中で知り合った方と妊娠をして低年齢での妊娠や出産が北海道内で散見されています。

そういった意味で国の妊産婦等生活援助事業というのは、非常に大事なところだと思いますが、目標値にも入っていなかったのも、この辺を是非、道としても頑張っていることはわかっているんですけど、委員として発言させてください。

これも道の皆さんが頑張っているのも知っているんですけど、里親支援センターですね。127ページ。これも里親にいろいろ社会的養護がシフトしてきていますが、今の本当にこどもたちの状況がケアニーズも高い子が多くて、本当に代替養育として里子さんを受け入れて育てるだけではなくて、里親さんへの支援がなければ、こどもを育てるのが難しい状況にもなっていますので、これに関しては「全道展開」となっておりますが、できるだけそれをわかっただいて、里親支援センターも部会では全道8か所、児童相談所のあるところというふうにお願いしていましたけれども、これもできれば嬉しいなというふうに思います。

あと、143ページの子育て支援事業、これが児童育成支援拠点とか親子関係形成とか、この辺、国が在宅の親に対して、親子に対して作ったメニューなので、是非、北海道でもこのことに取り組んで、地域で子育てしているお母さん、こどもたちを支えて欲しいなと思いました。調整中と書いているので、どうなのかなと、ちょっと心配になったものですからどうぞよろしくお願いします。

【川田会長】

ありがとうございます。これについて、3点ほどあったかと思いますがいかがでしょうか。

【中村子ども成育支援担当課長】

子ども成育支援担当課長の中村です。今お話がありました、妊産婦等への支援ということで、道では、妊娠SOS北海道サポートセンターなどを設置しまして、予期せぬ妊娠などの相談対応をしてきているところです。設置以降、相談件数がだんだん増えてきておりまして、やはりそういった悩みを抱えている人が潜在している、相当数いるということを実感しているところです。その辺についても、計画の中にも記載させていただきましたけど、そういうような支援と性教育、プレコンセプションケアなど、新しく計画の中に盛り込んで、そういうことを総合的に進めていきたいと考えております。

143ページのところ、子ども子育て支援事業につきましては、資料2-7の別紙1という

ことで、計画本文への反映は間に合いませんでしたが、数字を入れております。調整中にはなっておりますが、これは市町村の子ども子育て支援事業計画の市町村が掲げる数値目標の全道の積み上げ、その数値を載せております。最終的に固まっていないということで、調整中となっております。ここも計画本文の中では、それぞれ進め方等、記載させていただいて、取り組んでまいります。

【北川委員】

ありがとうございました。里親支援センターもよろしくお願いします。

【北原課長補佐】

子ども家庭支援課の北原と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど里親制度のお話があったんですけども、おっしゃる通り、社会的養護、施設だとか里親、虐待が入ったときの対応、基本的に里親を推進していく。いわゆる一般家庭、里父、里母というような、一般家庭で養育するという観点から里親推進という形になっておりまして、これは平成 28 年度の児童福祉法の改正から推進しているんですが、道におきまして、里親の委託率の高いのですが、なかなか伸びていない。里親の登録数も、なかなか増えていかないという課題もございまして、部会の方でも、里親推進のために里親支援センターの必要性というのを議論しておりまして、今後、センターにつきましては、現在庁内調整中でございまして、今後、全道展開と計画に載せておりますので、今まで部会でセンターについて議論をさせていただいたんですが、今後も含めて、全道展開に向けて里親センターをどういうふうな形で設置していくのか議論していきたいと思っていますので、できる限りこの目標に向かって、当初、児相の 8 か所という話もあったんですが、その辺も含めて、部会の方で今後、議論を進めたいと思います。

【北川委員】

ありがとうございました。

【川田会長】

ありがとうございました。寺本委員お願いします。

【寺本委員】

ありがとうございます。私からは資料 2－3、98 ページからのところでお伺いしたいんですけども、先ほど来少し出ているプレコンセプションケアなんですけど、次世代というふうに書かれているんですけども、実際に数値目標がないので、自分たちが思い描く将来像を作るだけではなく、より質の高い、そして次世代へというのをどのように道として取り組んでいこうと思われているのかなっていうのが一点と、もう一点は、私は産婦人科医なので、

やはり周産期のことが少し気になっていて、産後ケア体制とかすごく整ってきているとは思いますが、国で動いている妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業があると思うんですが、今、母体死亡で一番多いのは出血でも何でもなくて、うつの自殺なんですよ。そういったメンタルヘルスに関わるところをどうにか組み込んで欲しいなという意見は今までも出させていただいたと思うんですけども、その点と二点を教えていただければと思います。以上です。

【川田会長】

ありがとうございました。いかがでしょう。二つありました。

【中村子ども成育支援担当課長】

子ども成育支援担当課長の中村です。プレコンセプションケアのところにつきましては、98 ページのところに記載しております。ただ国でも始まったばかりですので、まずこの言葉がなかなか知れ渡っていないんじゃないかということで、本文に書かせていただきましたけれども、普及啓発を進めていくというところで、この時点では具体的な取組を記載できなかったんですけど、今後、国の動きなども含めながら効果的な取組について、検討を進めていくということで、計画期間内で効果的な進め方を検討しながら進めていきたいなというふうに思っております。

それからもう一つありました、妊産婦のメンタルヘルスの問題です。最近、大きな問題になってきているという認識をしております。ここについては、国の事業を活用しながらというお話もあったんですけども、北海道は広域で相当分散している状況の中で、国の補助事業で決められている中身をそのまま当てはめて、国の事業をそのままやればいいというような状況ではないのかなというふうに思っております。

各地域で、道立保健所が中心になりながら、妊産婦の支援体制を各地域で工夫しながら構築してきているところがありますので、そのような事業展開、情報共有を図りながら、どういうやり方が効果的なのかということも検討しながら事業を展開していきたいと思っています。

【野澤子ども応援社会推進監】

補足です。子ども応援社会推進監の野澤です。いつもお世話になっています。

プレコンセプションケアですが、コネクト 2024 で、5 か年計画を作って進めるということが初めて盛り込まれました。今、国で 5 か年計画を作るためにこども家庭庁の中に部会を作って、そこで議論されているところです。

このため、国の方で近々その部会の議論を踏まえて 5 か年計画というものが出されるんだと思います。それにのっかって、各自治体が進んでいくということになろうかと思いますので、数値目標ということは、その 5 か年計画を踏まえた上で、道としてやっていくのかと

思っています。

まずは、先ほど中村課長も申し上げましたように、プレコンセプションケアというのが何なのかということ、そもそも私達自身もそんなにわかっていないところもあって、一般の方になると、言葉自体もご存知ない方などもあるので、まずはその周知をしていこうかなと思っておりまして、実際の具体的なやり方などは、寺本先生をはじめ、専門家の皆様に少しお知恵をいただきながら、進めていきたいと思っております。以上でございます。

【寺本委員】

ありがとうございます。妊産婦のメンタルヘルスに関しては、何か整備ですとか拡充とか充実とかそういった文言をどっかに入れていただく方がいいのではないかなというふうに思いまして意見させていただきます。ありがとうございます。

【川田会長】

最後の意見はどうですか。具体的には99ページの真ん中あたりのちょっと辺りですかね。

【寺本委員】

その通りです。産後ケア体制は本当に169市町村でやられていて、実際も稼働してきていると思うんですけど、本当にメンタルサポートがないと、多くの妊婦さん困っていて、安心して出産というのが、我々サポートする側も妊産婦さん方もできないと思われますので、是非、入れていただくとありがたいと思いました。

【中村子ども成育支援担当課長】

子ども成育支援担当課長の中村です。今お話がありました通り、課題として挙がっているということは認識しております。産後ケア体制の充実の中で、書かせていただきましたけれども、妊産婦の不安や悩みなど早期解消を図るために、いろいろ定期的に取り組んでいる地域もありますので、そういうところなどを把握しながら、それから、市町村での取り組みにも地域差がありまして、マンパワーの確保ですとか、医療機関との連携体制の構築はなかなか難しいという地域の課題もありますので、それらを解消しながら、取り組みを進めていきたいと思っております。

【川田会長】

ありがとうございます。寺本委員がおっしゃったのはメンタルヘルスという言葉を入れた方がいいというお話ですか。

【寺本委員】

産後ケアかと言われると、産前産後だと思うので、メンタルヘルスケアのサポートはどこ

かに入っていたきたいなというのが一つでして、産後ケアに関しては書かれているんですけど、実際、産後ケアを利用する方って、心身の不調とか不安というよりもレスパイトなんですよね。最初は赤ちゃんをみるのが核家族だと結構大変で、レスパイトで来る方がすごく多いのが実際に、そこも非常に大事だと思うんですけど、精神科との連携とかそういったものも文言で入ってくるといいのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

【川田会長】

いかがですか。

【中村子ども成育支援担当課長】

産前産後というところで、一つに項目立てしている中でまとまっていないんですが、99ページでいきますと、上の部分の「相談体制等の整備」の中にメンタルヘルス、それから妊娠期の子育ての悩みの解消など含めて記載させていただいているところです。

それから98ページ、一番下の先ほど申し上げた各地域での取組状況としては「養育者支援保健・医療連携システム」がうまく取組が動いているところもありますので、こういうところは、先ほどの国のメンタルヘルス事業に当たると思います。

書き方は具体的にメンタルヘルスという言葉は出てきていないですけども、このような記載で総合的に支援をしていきたいと考えているところです。

【寺本委員】

ありがとうございました。

【川田会長】

そのほかいかがでしょうか。山田智子委員。

【山田智子委員】

今の妊婦さんのメンタルサポートすごく大事だと思います。身近なところでも本当にうつを抱えたお母さん、そしてお父さんいらっしゃいます。以前、審議会かどこかでお話した気がするんですけども、お父さんの産後うつが10%ぐらいの割合でいらっしゃって、記載は母親にとどまっているので、お父さんの産後うつだとお父さんの支援みたいところをどこかに一文入れた方がいいんじゃないかなというふう前に言わせていただいた気がしますけれども、その辺をちょっと、もう一度考慮していただければなというのの一つです。

もう一つなんですけど、こども・子育て支援部会でもお話ししたんですけども、せっかく自然豊かな四季折々の自然とかの北海道に住んでいる私達なので、こどもの育つ環境みたいなところの中で、自然との関わりとか、自然との触れ合いとか、こどもの自然体験みたいな

ことがなかなか明記されていなくて、公園の整備とか、木育活動みたいな二つにとどまっているのがちょっとすごく残念だなと思います。こどもの体力低下などとも言われていますし実際に親世代があんまり外で遊んできていない中で家庭で育てたりもしているので、こどもの自然体験の確保みたいなのを今回入れるのは難しいのかもしれないですけど、どこかにこれから入れて、考えていただければなというのがあります。以上です。

【川田会長】

二つありましたけど、いかがでしょうか。

【中村子ども成育支援担当課長】

子ども成育支援担当課長の中村です。一点目の父親への育児の悩み等の解消に向けた取組については、計画の記載のところで母親というふうな言い方、妊産婦や母子保健の方はそうなっていますが、それ以外の子育て支援というところはお父さんも当然含めた子育てをする者への支援という意味合いで文言を整理させていただいております。

北海道の自然豊かな環境を生かした子育て、その部分については、わかりづらい、明確にその部分の自然保育などそういう言葉が計画には出てこないんですけど、ここの部分も保健福祉部だけではなくて、当然、教育庁と連携しながら、取組を進めていくことにしております。本文の記載の中には94ページで「公園、遊び場の確保」というところで、その上に、「文化・スポーツに親しむ環境の整備」のところ北海道の自然、ポツの四つ目に「森林など北海道の豊かな自然を生かした農林業体験や自然体験など多様な体験機会の場を提供するとともに」のほか、芸術鑑賞も入ってしまっているので、わかりづらい表現かもしれませんが、木育なども入っている表現になっておりますので、こういう方向性をそれぞれ取り組んでいきたいと思っております。

【川田会長】

よろしいですか。

【山田智子委員】

はい。

【川田会長】

平井委員をお願いします。

【平井委員】

平井です。資料2-4の31ページ、不登校のこどもへの支援で旧は「不登校のこどもへの支援体制を整備します。」から「不登校のこどもとその家族への支援体制を整備します。」

ということで、家族が入ったのはとても良かったと思っております。ですが、フリースクールとかの調査で、こどもが不登校になった5人に1人の親が離職しているというような調査結果が出ております。こういうひとり親の方も大変、こどもが不登校になったときにお仕事がある程度こどもが大きければ、家に置いていけますけど、低学年のお子さんだとやはり仕事ができないという状況があって、生活困窮に繋がっております。

この調査でも、「相談する場所がなかった」とか、「学校からの情報が入らなかった」というようなこともありますので、不登校のお子さんについて相談をしても、経済状況とか、仕事や生活が大変だっという相談は、お子さんの相談先ではできないと思いますので、そういうようなことも現状起きているということを知っていただきたいということで、家庭、家族への支援ということを重点に置いていただきたいというふうに思っておりますが、フリースクールに通うにもやはりすごく負担が大きくて、生活困窮しているとフリースクールにも通えないというような状況もあって、お子さんが家で引きこもりになってしまうような状況もあるのかなと思っております。

資料2-3、75ページの20行目、経済的支援、医療費負担の軽減ということでひとり親家庭等のこどもや父母の医療費の助成を行う市町村に対し補助ということで、ひとり親の医療費助成というのがあるんですけども、これずっと私も長年お願いしているんですが、北海道はひとり親の通院は助成の対象じゃないんですよ。

札幌市は去年から住民税非課税のひとり親に対しては親の通院も補助するというようになったんですが、私は全国の協議会で話していて、「北海道は親の通院補助になってないの」というふうにやっぱり驚かれる状態ですので、親の健康がこどもの生活に直結します。調査でも受診を控えたことがあるっていうひとり親の方が5割を超えていたと思いますので、「予算が」というふうに言われると困るんですけども、是非、その部分も北海道としても、通院に対しても助成ということで大きく置いていただけるといいなというのは、私の希望というか要望なんですけれどもよろしく願いいたします。以上です。

【川田会長】

ありがとうございます。大きく2点あったと思います。いかがでしょうか。

【中村子ども成育支援担当課長】

子ども成育支援担当課長の中村です。ひとり親家庭の医療費の助成のお話がありました。市町村への間接補助ということで、市町村が取り組む事業に対して、道が補助金を出しているという流れになっているんですけども、北海道で行っている子育て世帯への経済的な支援ということで、そのほかにも事業はいろいろあるんですけども、全ての市町村がひとり親家庭の医療費の助成に取り組んでいる中で、市町村と連携しながら取り組んでいくというところなんです。

先ほど予算というお話もありましたけれども、総合的な施策の中で、経済的な支援の取組

という中の一つとして、やらせていただいております。計画期間の中で、この部分もきちんと安定的に継続してこの施策を進めながら、内容についても考えていくという方向性で記載させていただいているところです。

【工藤子ども政策企画課長】

もう一点、不登校の家庭への支援ということになろうかと思えますけれども、おっしゃる通りこどもだけではなくて、保護者の方も含めた様々な支援が必要だというふうになろうかと思えます。今回、この計画は道庁関係部それぞれ連携して取り組むこととなってございますので、そういったご意見も共有しながら、どういった取り組みできるかということは検討していきたいと思っております。

【川田会長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。山田園子委員お願いします。

【山田園子委員】

山田園子です。先ほど木育の推進っていうところがあったんですけども、私、勉強不足で自分の関係するところがどこなのかわからなくて、一生懸命探していたところに木育の話があったので、不足でちゃんと書いて欲しいことがあるっていうことがあるので入れようかなと。

「木育の推進」ってこれ「木育」って書いてあるので、「木育」なんですよね。本当に自然体験活動全般っていうよりは、「木育」っていう感じになっているので、そうではなくて、私の所属する団体は青少年育成協会であったり、私自身が自然体験活動を実際やっているんですよね。今、日本自然保護協会も入っているんですけども、そちらの方で幼児の自然体験活動のすすめの指導者の育成とか、すごく今これから進めていこうとしているんです。

そういうことも踏まえると、幼児を持つ親子の自然体験活動も私も一時期ちょっとやっていたりしたんですけども、小さい町なので限られているんですけども、もっとたくさんしていかないと、親が自然に対して興味はあんまり持っていないし、体験した思い出とかそういうことがないので、こどもに「そんなもの触っちゃ駄目」とか、「そっちの側溝行っちゃ駄目」とかそういうことになってしまいがちなのが現在かな。

新得町に住んでいて、ほとんど山なんですけれども、トムラウシとかあるようなところなんですけれども、そこですらクワガタとカブトムシがよくわからない子がいたり、小学2年生では毎年セミの抜け殻調べとか、3年生の授業に繋がる虫の話とか、いろんなことをしたりするんですけども、それも学校にお願いして、生活科の中で理科とか社会に繋げるところでやってもらえないでしょうかって毎年お願いに行ってやっとやってもらえるっていう形なので、その理解とかいうのが、こんな自然の中に暮らしている北海道だからこその少ない。都会の人の方がすごく興味を持って、いろんなことを勉強していることがいっぱいあっ

たりするんですけれども、自然公園作らなくてもそこら辺になんぼでも自然はあるからいいじゃないかっていう考えの人が往々にして多くて、そして、木がいっぱい植えられているからエコじゃないかだとか、CO2 排出してないからいいだろうかっていう考えを持っていることが多いので、すごくその自然っていうことに関して、幼児から親までの幅広い世代の自然体験活動とか、そういうことに目を向けるプログラムっていうのがすごい必要ではないかっていうふうに思っています。木育は木育でいいんですけれども、そういうことのことも項目を書くのであれば、自然体験学習ができるネイパルだとか、そういうところもありますけれども、北海道広いので何か所かあってもなかなか行けない人の方が多くて、そういうところで体験するんじゃなくて、身近で各学校でとか、幼稚園とか保育所とか、そういうところで誰もが体験できるような、指導できるような人をもっと養成してもらえることが望ましいのかな。それがこどもたちの心だとか親の心に与える影響ってすごい大きいと思うので、遅ればせながらなんですけれども、どこかにそういう項目をうまく入れることはできないだろうかと。ちょっと考えがまとまっていないんですけれども、ちょっとそこをお願いというか、入れてもらいたいなと思います。

【川田会長】

はい。局長からお願いします。

【森子ども政策局長】

森でございます。ご意見ありがとうございます。今回、この計画、木育を中心に書かせていただいていますのは、北海道、自然体験といいますか自然活動ということで、木育についても規定する森林づくり条例を定めておりまして、自然との共存、そういったことを北海道としてしっかり取り組もうということで本計画にも掲げさせていただいております。

そういった理念を推進していくということでも、ここでクローズアップさせていただいておりますけれども、ご意見いただきました通り、自然体験ということは大事だと思っております。保育所の運営指針ですとか、そういったところでも自然に触れ合う体験をするといったことも書かれていたかと思いますし、学校教育の中でもそういう取組をしていると承知をしております。今回、一つ一つ全てのご要望通りの文言は入れられませんが、いただいたご意見については私どもも十分認識をして、今後、取組を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【川田会長】

よろしいでしょうか。恐らく自然体験というのは木だけではなくて幅広くなって来るので、私の知っているいくつかの県で実践を認証していくような形のものもありますので、そういったことも少し念頭に置きながら、日本一でしょうから、この自然の恵みは、それを活かしたこどもたちの体験、教育を北海道としても、この計画が一層の推進をしていくその足

がかりになれば。

そうしましたらだいぶ時間が押しておりますので、計画についてはこのぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、審議事項の2はこれで終えまして、最後の審議事項「こどもの権利の周知・擁護について」事務局から説明をお願いいたします。

【久保課長補佐】

それでは私の方から「こどもの権利の周知・擁護について」ご説明させていただきます。これまでも、こども施策部会でこどもの権利の関係ご議論いただいているところでございます。周知・擁護、資料に記載がございますが、「保護者でもこどもの権利を知っている人は少ない」、「こどもが分かりやすい周知が必要です」というご意見や、権利の擁護につきましては、「LINE 相談だと道が何かできるかもしれない」、「道内津々浦々できめ細やかに、まずは道がやるよりは権利や相談機関の周知を図るべき」、「札幌市の子どもアシストセンターの取組も参考にしたい」というご意見をいただいております。

また、国の方でも、こども向けにわかりやすく伝える教育コンテンツを作成する予定と聞いております。

また、全国の自治体を対象に相談救済機関の設置運営状況の調査を開始するとともに、12月には、全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会なども開催して情報交換を行っております。

道におきましても、これまでの施策部会や議会における議論を踏まえまして、国の動向も踏まえて、こどもの権利の周知・擁護における道のあり方について、本審議会でも引き続き議論を継続させていただきたいと思っております。

議論の状況につきましては、各部会の方に適宜、情報共有を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

【川田会長】

ありがとうございました。そうしましたら、このこどもの権利の周知・擁護に関する特に道における今後の対応案そのあたりについて、皆さんご意見いかがでしょうか。

国の調査の方は今年度中に実施されて、年度明けぐらいに都道府県に情報が来るかなというところですね。

【久保課長補佐】

はい。

≪ 報告事項 ≫

【川田会長】

よろしいでしょうか。オンラインの皆さんもよろしいですか。それでは特にご意見等はありませんので、審議事項の3についても終えたいと思います。

ここからは報告事項になります。報告事項の1「こども部会の開催結果について」事務局から説明をお願いいたします。

【久保課長補佐】

引き続き、私の方からご報告させていただきます。

昨年5月の審議会において、こども部会の関係をご説明させていただき、今般、1月9日、10日でこども部会を2日間に渡って開催しております。

1日目につきましては、オリエンテーションということで、札幌市若者活動支援センターアカシアの大口館長に講義をいただき、2日目にグループワークとして、3グループに分かれてそれぞれ討議をしていただきました。

こども部会につきましては、テーマを「私達がこどもまんなか社会の実現に向けて意見を言うために大切なこと」こちらのテーマについては、5月の審議会で御承認いただいて、今回、大きなテーマとして、こどもたちに議論をいただいたところでございます。

資料は追加でお配りしている資料4になりますが、今後、こどもたちの部会でのご意見を踏まえて、資料4提言書にまとめて、知事に今後、提言する予定となっております。提言項目については1から3、「こどもたちが意見を言える機会を増やすこと」などとなっているところでございます。

当日につきましては、こどもたち、各振興局から中学生、高校生1名ずつの14名と私立の中学校、高校、特別支援学校の生徒さん合わせて、17名の生徒さん、野村部会長にご出席いただいて、活発な議論をいただいたところでございます。

今回、こども部会を開催しまして、開催した後のアンケートの方を実施しておりまして、その中でも、「引き続き、こども部会があった方がいい」や、今回オンラインで実施しておりますが、「対面の方が意見が言いやすいかもしれない」というご意見もありましたことから、来年度のこども部会のあり方について、こういったご意見を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

【川田部会長】

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項2「こども・若者の意見を道の施策に反映させるための取組について」事務局から説明をお願いします。

【菅谷主幹】

子ども政策企画課の菅谷と申します。以降、座って説明させていただきます。

資料の方をご覧ください。第1回の当審議会にご報告しました、「こども・若者の意見を道の施策に反映させるための取組について」状況等をまとめたものでございます。以下項目ごとにご説明いたします。

はじめに、こどもの意見反映推進事業です。事業の概要は、こども施策や教育、環境生活などの道行政10分野につきまして、インターネットや学校への訪問などにより、こどもたちから意見を聴き、いただいた意見について、道の施策への反映を検討し、その結果をこどもたちにフィードバックするというものでございます。

意見募集結果につきましては、三つの黒ボツがございますが、その黒ボツの区分について、それぞれ異なる方法により、インターネット又は対面により実施したのですが、12月まで行った結果、記載のような募集結果となっているところでございます。

今後の対応といたしまして、いただいた意見につきまして、現在施策への反映などの検討を進めておりまして、2月中旬に意見に対する検討結果等を①から③の資料によりまして、訪問した学校を通じて、こどもたちにフィードバックするほか、道のホームページでも公表する予定としております。

次に、パブリックコメントによる意見募集でございます。ひとまる目の実施状況ですが、今年度から実施要領を定めて、本格実施をしております。意見募集中のものも含めて34本の条例、計画等について、実施したところです。ふたまる目ですが、意見募集の際にホームページに掲載する条例、計画と説明する資料のわかりやすさ等をさらに向上させるため、ワーキンググループでご検討いただきまして、全庁で使えるマニュアルの整備を行っているところでございます。

次に、資料5の下段をご覧ください。審議会へのこども・若者の参画につきましては、資料でお示ししているように、こども・若者世代ごとにそれぞれの部会委員として参画があり、ご意見をいただいたところでございます。

なお、資料には掲載しておりませんが、こども施策審議会社会的養育支援部会にオブザーバーとして、社会的養育経験者である大学生と専門学校生の各1名が参加され、ご意見を伺っているところです。

次に、意見をあげにくいこども若者からの意見聴取に係る取組でございます。ひとまる目とふたまる目を通してご説明しますと、施設職員等とあらかじめ様々な調整を行いまして、こどもたちが普段過ごしている施設等、具体的には札幌市内の放課後等デイサービス事業所、知的障がい児施設の各1か所を訪問しまして、小学生や中学生から直接意見を聞いたという状況でございます。

最後にユースプランナー制度についてでございます。制度の概要は、短期大学、専門学校、大学、大学院に在学する29歳以下の学生にユースプランナーとして登録していただき、道から示されるテーマ等に意見を言うていただくというものになります。今年度は、道内の大学等を通じて参加を働きかけまして、28名の方に新規登録していただき、登録者数は150名となっているところでございます。

登録者への意見照会としては、北海道こども基本条例と北海道こども計画の策定を進める中で、その策定段階ごとに実施をしてくれているところでございます。私からは以上です。

【川田会長】

ありがとうございました。ただいまの説明内容につきまして、ご質問等いかがでしょうか。よろしいですか。オンラインの皆様よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項の3、「令和6年度北海道未来輝く子育て大賞結果について」事務局から説明をお願いします。

【菅谷主幹】

子ども政策企画課の菅谷でございます。資料6でございます。第1回のこども施策審議会が今年度の実施予定等についてご報告をしておりましたが、この度、受賞者が決定しましたのでご報告させていただきます。

選考の概要としまして、資料のひとまる目ですけれども、制度の目的としては、そこに記載のあるような目的ということで、最終的には地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図となっております。ふたまる目、選考の概要としましては、この審議会の委員・特別委員の方々のうち、一定数の方に評価検討会のメンバーになっていただきまして、皆様による審査を受けまして、4者を大賞受賞者として決定したところでございます。

受賞者につきましては、受賞者名簿とともに、それぞれの活動内容の一部を資料に提示しております。

今後ですが、贈呈式は日程調整中ですが、例年通り、各受賞者の所在地の振興局又は本庁におきまして近日中に実施をすることとしてございます。私からは以上でございます。

《閉 会》

【川田会長】

ありがとうございます。では、ただいまの説明内容につきまして、ご質問等ございますでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、予定されていた議事はこれで終了となります。

事務局、委員の方から何かこの際、ご発言等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、本日の議事を終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

【久保課長補佐】

ありがとうございます。川田会長、各委員の皆様、長時間に渡り、大変お疲れ様でございました。

これをもちまして、令和6年度第3回北海道こども審議会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。

なお、事前にお送りしている資料につきまして、机上に置いて帰っていただいてもかまいませんので、よろしくお願いいたします。

(以上)